

IGS Project Series No. 27

ロー判決以後のアメリカ合衆国における  
リプロダクティブ・ジャスティス  
(性・生殖・再生産をめぐる社会正義)

リサ・C・イケモト

Reproductive Justice in the U.S. After *Roe*

Lisa C. Ikemoto

『ジェンダー研究』26号(2023)特集論文

翻訳：大室恵美（お茶の水女子大学博士後期課程）

# ロー判決以後のアメリカ合衆国における リプロダクティブ・ジャスティス (性・生殖・再生産をめぐる社会正義)

リサ・C・イケモト\*

## 要旨

本稿は、リプロダクティブ・ライツが間違いなく危機にあるアメリカ合衆国において、性と生殖のヘルスケアへのアクセスの保障における、リプロダクティブ・ジャスティス（性・生殖・再生産をめぐる社会正義）という概念枠組みの役割に焦点を当てる。2022年6月、妊娠を継続するかしないか決める権利を合衆国憲法は保障しないという判決が、アメリカ合衆国最高裁の保守多数派によって下された。本稿では、リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ、そしてリプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークと、これら三つのフレームワークの相互作用、そして反中絶の政治と法を導き出しているイデオロギー的な力に関して記述し、評価する。憲法に保障された権利が不在という状況の中、リプロダクティブ・ジャスティスの権利擁護と活動はより重要になってきている。本稿では、ポスト・ロー判決の時代において、リプロダクティブ・ジャスティスがどのような貢献ができるか考察する。

キーワード：

リプロダクティブ・ジャスティス、中絶、優生思想、保守的な家族規範（family values）、ロー判決、ドブス判決

\* 本論文の原文（英語）は『ジェンダー研究』26号特集に掲載されています。

<https://www2.igs.ocha.ac.jp/gender/gender-26-2/>

---

\* カリフォルニア大学デービス校法学部マーティン・ルーサー・キング Jr. 教授

## I. はじめに

リプロダクティブ・ジャスティスの活動は、性と生殖に関する決定を自分たち自身の価値観、アイデンティティ、そして自分の希望に基づいて行えるよう、全ての人びとが安全で、資源が十分割り当てられ、抑圧から自由な社会を形作ることを目指している。2023年1月、リプロダクティブ・ジャスティスに関する代表者会議の参加者は「リプロダクティブ・ジャスティスのための新しい未来」を描き出すために集まった(SisterSong 2023b)。宣言文のイントロダクションでは「新しい政策や制度を作るために、全ての抑圧に対する闘いに焦点を絞ること」が強く主張された(Forward Together, Visioning New Futures 2023)。リプロダクティブ・ジャスティスは、選択することよりも、建前ではなく実際に行き届く性と生殖の自己決定や、ケアへのアクセスに焦点を当てる。リプロダクティブ・ジャスティスの支持者たちは、アメリカの法律において定められた権利よりも、基本的人権の概念を用いる(Ross & Solinger 2017, 10)。支持者や組織はリプロダクティブ・ジャスティスを、生殖に関するアクセスを妨げる構造的な障壁を取り除くために、コミュニティの組織化と運動参加を含めた社会変革活動を中心に据えるアプローチだと定義する。

リプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークは、反中絶運動やリプロダクティブ・ライツ運動の主流に対し異議を唱えるものとして、20世紀後半にアメリカ合衆国で登場した(Ross & Solinger 2017, 56-57; Forward Together 2005, 5-6)。リプロダクティブ・ジャスティスの提唱者たちは、リプロダクティブ・ヘルス・ケアにアクセスするために用いられ、長く認められてきたリプロダクティブ・ライツ、およびリプロダクティブ・ヘルスという二つのアプローチに加え、リプロダクティブ・ジャスティスを三つ目のフレームワークであるとした。提唱者たちはリプロダクティブ・ジャスティスを、リプロダクティブ・ライツ、ヘルスのモデルの限界が明らかになってきたことへの戦略的な応答として位置付けた。この分析枠組みは、社会正義やインターセクショナルリティ（交差性）から構成されるもので、特段目新しいものではない。しかし、リプロダクティブ・ジャスティスの活動家や連帯する人たちは、当時主流だったリプロダクティブ・ライツの組織よりも包括的で、よりコミュニティに根ざした経験や創造力を組織化できるよう、1994年にこの分析枠組みを意識的に立ち上げたのである。

提唱者たちはリプロダクティブ・ジャスティスを、リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスを補うものとして初めから位置付けていた。提唱者たちはこれら既存のフレームワークの限界を批判しつつも、リプロダクティブ・ライツ、ヘルスの組織に取って代わることは望んでいたわけではなかった。「これら三つのフレームワークは全て必要不可欠のものである。それぞれ単独では、再生産に関わる抑圧を終わらせるというゴールを達成することはできない」(Forward Together 2005, 1)からである。リプロダクティブ・ジャスティスの提唱者たちは、リプロダクティブ・ライツ、ヘルスの運動をより広げていくことで、全ての運動をさらに強化することに乗り出した。具体的には、第一に、性と生殖のヘルスケアへのアクセスを保護する闘いをより包摂的なものにするすることで、その活動を拡大すること

を望んできたのである。ヘルスケアへのアクセスをより包摂的にすることによってアクセスを保護する闘いを拡大し、そうすることによってステレオタイプに挑戦しようとしてきた(Silliman, Gerber Fried, Ross & Gutierrez 2004, 15-19)。第二に、提唱者たちはリプロダクティブ・ジャスティスをより大きな社会正義アジェンダの中心課題として位置付けるよう努力してきた(Forward Together 2005, 7)。

本稿はドブbs判決が下されたアメリカ合衆国において、性と生殖のヘルスケアへのアクセスを保障していく中でリプロダクティブ・ジャスティスが果たす役割に焦点を当てる。2022年6月、アメリカ合衆国最高裁の保守多数派によって、合衆国憲法は妊娠を継続するかしないか決める権利は保障しないという判決が下された。このドブbs対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス (Jackson Women's Health) 判決 (以下ドブbs判決) はロー対ウェイド判決や南東ペンシルベニア家族計画連盟 (Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania) 対ケーシー判決を含む、約50年に渡って効力を発揮してきた判決を覆した(Dobbs, 2279)。本稿では、今や州議会が中絶を禁止する権限を持っている中で、リプロダクティブ・ジャスティスがどのようなことに貢献できるか考察する。

本稿はアメリカ合衆国におけるリプロダクティブ・ジャスティスの活動に焦点を当てているが、本考察は日本や他の国々におけるリプロダクティブ・ジャスティスの支持者や研究者たちにも役立つものとなるだろう。本論考では、この問題においては歴史的・文化的文脈や経緯、背景が関係するという点を強調するために合衆国に焦点を当てている。アメリカ合衆国内に限定したとしても、リプロダクティブ・ジャスティスの権利擁護者たちがどのように課題を定義し優先順位をつけてきたのか、どのように戦略を選んだのか、そしてどのように連合を作ったのか、その詳細は相当に多様である。合衆国固有の経験は、リプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークの中核的な強みを描き出す。特に柔軟性と創造性である。おそらく、もっとも重要なことは、リプロダクティブ・ジャスティスが社会的・政治的に周辺化された人たちの声を押し上げ、社会正義という長期的な目標を念頭においてきた介入手法として理解されていることだろう。

II節では、リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ、そしてリプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークについて述べていく。III節ではロー対ウェイド判決を覆したアメリカ合衆国の2022年の判決を、過去の主要な判例を交えて考察する。III節ではさらに具体的に、これらの判例とイデオロギーがどのようにして合衆国における中絶をめぐる法的・政治的な争いを形作ってきたのか、分析する。この分析はドブbs判決の現時点における意味の簡潔な振り返りで締めくくる。IV節ではリプロダクティブ・ジャスティスの運動の課題と強みを評価する。そして合衆国における現在の法的な不確かさと、急速に逆振れしていく政治の中で定められていく、リプロダクティブ・ジャスティスの前途について論じる。さらにIV節では、この不確かな時代にリプロダクティブ・ジャスティスを活用することによって、実現できるであろう道を示唆することを試みる。

## II. 三つのフレームワーク：リプロダクティブ・ヘルス、リプロダクティブ・ライツ、リプロダクティブ・ジャスティス

本節では、アメリカ合衆国における性と生殖に関わるヘルスケアへのアクセスを切り拓き担保することに関する、三つのモデルについて述べていく。各項では、アメリカ合衆国での性と生殖のヘルスケアへのアクセスのための闘いを形作ってきた、歴史的、イデオロギー的な背景に触れていく。先述のように、この三つのモデル、または分析枠組みは互いに補い合うものである。当然のことながら、これらは時に互いに重なり合う。

### A. リプロダクティブ・ヘルス

リプロダクティブ・ヘルスのフレームワークは、サービス提供型モデルである (Forward Together 2005, 2)。これは、性と生殖のヘルスケア・サービスを提供することに焦点を当てるものである。ここで言うサービスとは、避妊に関する情報やケア、妊娠検査やカウンセリング、中絶に関する情報とサービス、性的な接触による感染症の検査とカウンセリングなどを含む。これらのサービスを提供するクリニックは、リプロダクティブ・ヘルス・モデルが積み重ねてきた功績の集大成と言える。

リプロダクティブ・ヘルスの活動家はまた、サービスを届けやすくする他の活動にも関わっている。性と生殖に関する包括的なヘルス・サービスを提供するように、様々なヘルスケアの拠点に働きかけているのである。例えば、カリフォルニア州の公立大学では学生の運動によって、キャンパスにある学生健康センターで中絶薬を利用できるようになった (California Senate Bill 24 2019)。他の活動としてさらに、学校における総合的な性教育を求める法律や、中絶を望む人への資金や交通手段、宿泊などを手配する組織や、性と生殖のヘルスケアの専門家の養成や研究機会の増進の努力といった支援活動などがある。

リプロダクティブ・ヘルスの戦略は 20 世紀初頭に登場した。最初のものとして、主に結婚した女性が、妊娠の回数や時期をコントロールする避妊を可能にしようとする、受胎調節運動が起こった (Ross & Solinger 2017, 32-33; CDC 1999, 1074)。それ以降「家族計画」という言葉の意味は、少なくとも三つの点で変化してきた。第一に現在は、家族計画は避妊だけでなくより広い範囲のヘルスケア・サービスも含むようになっている。第二に、家族計画の対象として結婚しているかどうかは問われなくなった。第三に理想的には、性と生殖のサービスには、それを必要とする誰もがアクセスできるようになるべきだ、となっている。全てのジェンダー・アイデンティティの人へ適切なケアを提供する試みが始まってはいるが、もともと家族計画はシス・ジェンダー女性のリプロダクティブ・ヘルスケアと同義であり続けてきた。

リプロダクティブ・ヘルスのモデルは数々のイデオロギー的な挑戦に直面してきた。ここでは三つの具体的状況を紹介する。第一に、保守的な性に関する倫理観によって、避妊と中絶へのアクセスは反道徳的な性行為、すなわち家父長的な婚姻を基本とした家族を壊すもの

とみなされた。ヴィクトリア朝的倫理観によって、21世紀においても、周縁化されたコミュニティの性と生殖のヘルスケア・サービスへのアクセスを限定し、性と生殖の自己決定を制限するよう主張されている。例えば、成人するまで性行為をしないよう教える性教育カリキュラム（abstinence-only sex education curriculum）や、避妊や他のサービスに関する情報の不正確でスティグマ化するような喧伝、そして異性愛主義で一夫一婦制の結婚に価値を置く出産奨励主義的な言説、これら全てが「保守的な家族規範（family values）」イデオロギーを表している。この保守的な家族規範イデオロギーは、LGBTQ+の人たちの性と生殖のヘルスケアのアクセスへの反対にもまた繋がっている(Dowland 2009, 4)。

第二に、リプロダクティブ・ヘルスケアの提供への反対をプロ・ライフのイデオロギーが煽っているという状況がある。反対派は多かれ少なかれ、性と生殖のヘルスケアを中絶と同一のものとみなしている。このことは、リプロダクティブ・ヘルスケアを標準的なヘルスケアから除外し周縁化するのに用いられてきたジェンダー化の論理の延長線上で起きている。女性のヘルスケアは、例外的であるか主流でない特殊なものとして定義されてきた(例えば Levison, Mendelsohn, Nieman 1994 を見る)。また多くの場合、女性のヘルスケアはリプロダクティブ・ヘルスケアに矮小化されてきた。そしてリプロダクティブ・ヘルスケアは、ほとんどの場合ただ中絶だけを意味するものと考えられている。その結果、家族計画や他のリプロダクティブ・ヘルスケアのクリニックは、中絶のための、つまり「まだ生まれていない子ども」を殺しているクリニックとみなされる。中絶例外主義によって、ヘルスケアの規制が進められている(Borgmann 2014)。中絶はアメリカ合衆国において最も規制されている医療行為である(Joffe 2018)。この規制はほとんど全ての中絶に関するケアに及ぶ。例えば、いくつかの州では中絶は行わないが中絶提供機関を勧めたり、紹介したり、提携したりするクリニックにさえも州の予算を使うことを禁止しようとしてきた(Gutmacher Institute State Laws and Policies 2023)。そして自治体レベルでは、新しい家族計画クリニックへの土地の使用を許可してこなかった(Wells 2019)。

第三に、優生思想によって長い間、リプロダクティブ・ヘルスのサービスが誤った使い方をされてきたことが挙げられる(Stern 2015)。優生学は20世紀初頭のアメリカ合衆国において大きな広がりを見せた。その結果、合衆国の遺伝子プールを改善するのに必要だとして優生学は法律で正当化されるようにまでなった。その法律は、入国制限法や州の婚姻制限法、そして生殖に適さないとみなされた人びとへの強制不妊手術を認める州法を含む(Stern 2015)。ナチスが優生学を利用してホロコーストを正当化したことで、優生学的な目的を実行するのに用いられた「科学」や法に関して再考する機運が生まれた。しかし、優生思想は依然として残り続けてきた。その最も明白な例は、障害者や非白人の低収入層、投獄者に対する強制不妊手術である(Ikemoto 2011)。このような強制は法律ではほぼ許可されていなかったにもかかわらず、強制不妊手術・避妊を課した人びとは、自分たちは公共のより大きな利益を保護していると主張した(Ikemoto 2011)。

リプロダクティブ・ヘルスのモデルは、長年続いてきた性と生殖のヘルス・サービスに反対するイデオロギーへの対抗として機能してきたと、ある意味では言えるだろう。リプロダ

クティブ・ヘルスのモデルは、実際のサービスだけでなくそれらに関する知識へのアクセスも提供するものである。1960年代後半に現れた女性の健康運動(Morgen 2002, 3; Silliman et al. 2004, 34-35)やインフォームド・コンセントの法的原理は、知識に基づいたリプロダクティブ・ヘルスのサービスを形作ってきた。このモデルは、知識に基づいたアクセスが自己決定権とエンパワメントを可能にし、ヘルスケアにおける家父長制に挑戦できるということを示すだろう。

## B. リプロダクティブ・ライツ

リプロダクティブ・ライツのフレームワークは、リプロダクティブ・ヘルスケアのサービスへのアクセスを保護するために、法律を活用している(Forward Together 2005, 2)。アメリカ合衆国の文化は非常に法律尊重主義的である。法律は権力の源として重視されており、社会的問題や倫理的問題の解決方法としてみなされている。この文脈では、権利に基づいたアプローチが必要不可欠である。リプロダクティブ・ライツの団体はサービスにアクセスしやすくするための法を発展させることで、またリプロダクティブ・ライツを奪おうとする法律を食い止めることで、法的な保護の強化に焦点を当てている。リプロダクティブ・ライツを保護する戦略は、憲法や慣例法・制定法の訴訟や、立法・規制制定過程への参加を含む(Forward Together 2005, 2)。

50年以上に渡って、アメリカ合衆国憲法はリプロダクティブ・ライツの理解の普及を支えてきた。具体的には、最高裁判所は、強制不妊手術や避妊具の配布の規制、中絶禁止を正当化する法に対する憲法上の保護を認識する判決を出してきた。1942年には、最高裁は窃盗で有罪判決を受けた人びとへの強制不妊手術を認める優生学的州法を無効にした。その州法は窃盗を二つの類型に分けて扱っているために、つまり盗みを犯した人を二種類の異なる扱い方をしているため<sup>1</sup>に、法の平等保護条項第14次修正に抵触していると判断された(Skinner v. Oklahoma 判決)。しかし、ほとんどの生殖の自由に関する訴訟では、最高裁は生殖に関する決定を憲法におけるプライバシーの権利の範囲内に位置付けてきた(Griswold v. Connecticut, Eisenstadt v. Baird, Roe v. Wade)。

合衆国憲法の本文はプライバシーの権利にもリプロダクティブ・ライツにも明示的には言及していない。一連の判例を通して最高裁は、ある種の決定は非常に個人的で自己定義的であるゆえに、明示的な権利である個人の自由の概念に照らして必要であると認めてきた。したがって、暗に示されてきたプライバシー権は、合衆国の歴史と伝統に深く根差し、秩序ある自由の概念において絶対的である最高裁の判決の保護を包含するものである。このプライバシー権に関する訴訟を通して、親としての自己決定((Pierce v. Society of Sisters, Meyer v. Nebraska))、婚姻の権利(Zablocki v. Redhail, Loving v. Virginia)、避妊具を使用する権利

---

<sup>1</sup> 訳者注：当該州法では窃盗では断種の対象となるが、ほぼ同等の罪とされる横領では断種の対象となっていなかった。

(Griswold, Eisenstadt)、私的空間における性的愛情行為の権利 (Lawrence v. Texas)、そして 2022 年まで、中絶するか決める権利 (Roe v. Wade) が認められてきた。

憲法で保障された権利は、実質的な政府の介入を防ぐものでしかない。その上、合衆国憲法では消極的権利のみしか付与されない。結果として、政府には各個人が権利を行使するのに必要なリソースを得られるよう保証する義務はない。最高裁は中絶権の訴訟において消極的権利を広い概念で用いてきた。1977 年、アメリカ連邦議会は、ごく限られた例外的ケースを除いて、中絶にメディケイドの予算を用いることを封じた (Hyde Amendment)。政府は憲法によって中絶費用の負担を義務付けられていないという理由から、最高裁は、ハイド修正条項は中絶権を妨げていないとする消極的権利の概念を用いた (Harris v. McRae)。最高裁は予算封鎖自体が中絶権を妨げているという主張を退けた。この判決によって事実上、多くの低収入の人びとが中絶を阻まれるようになった。リプロダクティブ・ライツの支持者たちはこれまでのところハイド修正条項を覆せてはいない。

1973 年にロー対ウェイド判決が出てからすぐ、反中絶派たちは州議会を通して中絶規制を推し進め始めた。リプロダクティブ・ヘルスへの対抗に用いられたのと同じイデオロギーが中絶規制を実現してきたのである。中絶を望む未成年には保護者の同意を、結婚した女性には配偶者への通知を求める法案に賛成した議員たちは、その法の正当化のために、保守的な家族規範の言説を用いてきた。1980 年代、胎児は人間であるという考え方が政治的影響力を持つようになった (ProPublica 2014)。中絶規制を支持する反中絶派は、妊娠は母親と胎児の対立であり、中絶は殺人であると表現した。1990 年代には反中絶の法制定において、旧式のパターンリズムが重要な言説として出現した。それらの法は、女性を彼女たち自身から、または中絶提供者から守るために必要であると正当化された (Siegel 2008)。これらの「女性を守る」法は医師たちに、中絶に関するほぼ誤りであるリスクの説明や、胎児の超音波画像を見せることや、開示後に待機期間を要求するよう求めた。いくつかの法は医師やクリニックに対し不必要な、時には不可能な要求を課すことを正当化するために、中絶を非常に危険なものであると誤って表現している。こういった法律は「中絶提供機関を標的にした規制 (Targeted Regulation of Abortion Providers)」、または TRAP 法と呼ばれている。これらは、クリニックに対する病院の、入院に関する特権的条件や、クリニックが外来手術センターレベルの基準を満たさなければならないという要件を含む。反中絶派は中絶権に対抗して、優生思想を捻じ曲げてまで使うようになった。中絶は黒人コミュニティに対し利用された優生思想的な道具であると主張する者まで出てきた。

リプロダクティブ・ライツの活動家たちは中絶を規制する法案に反対し、そういった規制は憲法違反であると異議申し立てをして応答してきた。ある州では、リプロダクティブ・ライツの支持者たちは、州憲法を通してリプロダクティブ・ライツの保護を強めてきた。例えば 2022 年 11 月、カリフォルニアの有権者たちは住民投票によって州憲法の修正案を可決させた。その修正はリプロダクティブ・ライツの保護に関する記載の追加である (California Proposition 1)。リプロダクティブ・ライツの組織はまたリプロダクティブ・ヘルスケアへ

のアクセスとリソースを保護する、州における法令制定を提案し支援した(例えば New Jersey 2021; Connecticut 2022)。

リプロダクティブ・ライツの支持者たちは中絶を越えて様々な問題に取り組んでいる。例えば 1970 年代には、家族計画クリニックへの連邦予算を確保するために動いたり、患者を避妊や不妊手術の優生思想的利用から守るためのインフォームド・コンセント要件を履行するために訴訟に持ち込んだりした (Relf v. Weinberger)。女性の健康とリプロダクティブ・ライツの活動家たちは、服薬による中絶と同様に、緊急避妊薬の食品・医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration) の認可を推し進めた。活動家たちはこれらのサービスへのアクセスの拡大を推進し続けている。

リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスのモデルは、20 世紀半ばから結び付けられてきた。最も顕著な例として全米家族計画連盟 (Planned Parenthood) やホール・ウィメンズ・ヘルス (Whole Women's Health) のようなリプロダクティブ・ヘルスの提供機関が、中絶に関する法律に対し憲法上の異議申し立ての原告として活動してきたことがある。リプロダクティブ・ライツのアプローチが医療および公衆衛生の専門家からの積極的なサポートを得られた理由は、リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスは補完し合う性質があるからである。

19 世紀中盤、医療専門職は中絶禁止法を制定するために、州議員たちに対し活発なロビー活動を行っていた。その結果として作られた法律は通常「母体の生命を救う目的で」という限られた例外を含むものであった (Mohr 1979, 200-202; Luker 1984, 32-33; また例えばテキサス州刑法 (Texas Penal Code) を参照)。これらは「治療的な中絶」と呼ばれ、医師によってなされる場合のみ合法となった。歴史家たちは、誕生したばかりの医療専門職が、産婆に対する中絶の独占的な権限を得るために、中絶禁止を求めて運動したことを示してきた (Mohr 1979)。しかし、20 世紀中頃から医療専門職たちは中絶に関する法律に対する立ち位置を変化させた (Greenhouse & Siegel 2010, 35)。その頃までには、医療専門職たちは当初の目的——中絶が法的に認められる場合、医師だけが中絶を可能にすることを求める法律——を達成したからである。医療専門職や公衆衛生の専門家はまた、妊娠した女性に対する中絶の禁止の弊害を認識するようになった。中絶の禁止は、女性に中絶することをやめさせるのではなく、安全な中絶へのアクセスを妨害するものだった。ロー判決以前の時代では、多くの女性が安全でない状況下で未熟な施術者による中絶を受け、傷ついたり死に至ったりすることもあった。しかしながら、医師たちは法律による制約により、安全な中絶を提供して患者たちを守ることができないでいた。中絶禁止は、中絶を求める人びとと同様に医療専門職にも損害を与えていた。中絶を犯罪化する法律は、医師たちを法的に危険な状況に押しやっていた。加えて、中絶禁止は医療行為の範囲を制限し、標準的な治療を決定する専門職の自律性を侵害するものでもある。

## C. リプロダクティブ・ジャスティス

リプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークは、性と生殖の自由、および収入に関わらず利用できるケアへのアクセスに関する、妥協のない理解の基盤として、人権を用いる。リプロダクティブ・ジャスティスの支持者たちは、抑圧のシステムを維持する構造的障壁を課題とする。リプロダクティブ・ジャスティスは「女性や少女が生活のどの局面においても自分の身体や、自身のための性と生殖、家族、コミュニティに関する適切な判断ができる経済的、社会的、そして政治的な力と資源を持つ時」に達成される「女性と少女たちの完全な、身体的、精神的、霊的、政治的、経済的、そして社会的なウェルビーイング」と定義される (Forward Together 2005, 1)。

リプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークは、リプロダクティブ・ライツ・モデルの限界への応答として出現してきた。リプロダクティブ・ライツ・モデルの限界は、4点挙げられる。第一に、法的な権利に重点を置くことで、問題の枠組みと潜在的な戦略の両方が既存の法律に制約されてしまうということがある。例えば、貧しい人びとが権利を行使できない時、消極的権利の概念では政府には責任がないことになる。したがって法自体の限界によって、憲法訴訟は構造的な人種差別を含む、問題の根本的な原因に取り組むことができない。第二に、リプロダクティブ・ライツはジェンダー平等を達成するのに必要であると活動家たちが長い間みなしてきたにもかかわらず、最高裁の多数派により、プライバシー権と平等保護権は結びつかない、別々のものとして維持されてきた。憲法訴訟の事例分析においてジェンダー平等の目標が二の次にされることによって、リプロダクティブ・ライツの力を制限されてきたのである。第三に、1980年代から90年代にかけて、新自由主義が影響力を獲得したことがある。その結果、個人の権利は市場的な自由の文脈で理解され始めた。この現象は一般的な政治的言説や法においても起こった。第四に、過激派ポピュリズムが立法過程と法の内容にまで影響を及ぼすような、中絶の政治化も挙げられる。

リプロダクティブ・ジャスティスのフレームワークは、主流のリプロダクティブ・ライツ運動における限界にも応答した。20世紀後半の時点ではほとんどの場合、資源が豊富で影響力のある組織における指導者層とその方針は、アメリカ合衆国の人口構成に比べて多様性に欠けていた。こういった組織は、主に白人中産階級のより特権的な女性たちの視野と経験を反映して、優先順位を設定していた (Browner 2015, 10)。黒人女性たちの中絶は他の人種集団に比べ相当に多かったが、リプロダクティブ・ライツの活動家たちは、人種差別や貧困が中絶やケアへのアクセスに影響を与えている状況にほとんど対処しようとしなかった。加えて、リプロダクティブ・ライツの運動は中絶に重点を置いていたため、非白人女性、低所得の女性、LGBTQ+コミュニティが生殖に関するコントロールをどのように経験しているかを見落としていた (Ross & Solinger 2017, 43-54)。例えば、非白人女性、特に低所得の非白人女性は、長時間作用型の可逆的な避妊<sup>2</sup>または不妊手術の強制を経験しやすかったり、妊娠中の薬物使用で起訴される可能性が高かったり、あるいは裁判所で帝王切開を命じられ

---

<sup>2</sup> 訳者注：子宮内避妊器具 (IUD)、避妊用インプラントのこと

ることがより多くあった (Ikemoto 1992, 122-125, 1228-1232, 1240-1246)。LGBTQ+の人びとはシスジェンダーの人びとに比べ、ケアを拒絶されたり、提供機関やスタッフからの差別に直面したり、またはシスジェンダーのケア基準に基づいたケアを受けたりする可能性がより高い状況であり続けてきた (Wingo 2018; Dawson 2021)。

リプロダクティブ・ジャスティスの支持者たちはこのフレームワークを、自由主義に対して社会保守主義と新自由主義が影響力を増した時代における意図的な戦略的対応として明確に提示した。リプロダクティブ・ライツ、ヘルスの運動は、公民権運動の時期に自由主義から起こってきたものである。中絶をめぐる闘いにおいては、リプロダクティブ・ライツ、ヘルスの活動家たちはプロ・チョイス派で、中絶反対派はプロ・ライフ派であるという短絡的で敵対的な言説が作り出されてきた。リプロダクティブ・ジャスティスの提唱者たちは、蔓延する保守主義に単に反対するだけでなく、アメリカ合衆国の、明らかに通時的な特徴を持つ中絶議論に対してこれとは異なる見方を提示するため、リプロダクティブ・ジャスティスと他の先進的な社会正義運動とを結びつけた。社会に対する代替的な価値観やビジョン、そして変化を求めるより豊かで、広範で、参加可能なやり方を提供することで、そういった言説を回避しようと努力してきたのである。

リプロダクティブ・ジャスティスの分析枠組みは、いくつかの方法論、または戦略を用いている。特に以下に述べる3点が重要である。加えて、それらの戦略は多くの場合、リプロダクティブ・ヘルス、ライツの団体と同様に、他の社会正義の問題との重要な関連性を明らかにしている。このようなつながりが、連携した活動を発展させている。

第一に、リプロダクティブ・ジャスティスはインターセクショナリティ (交差性) の概念を用いる。法的な理論である、批判的人種フェミニズムもまた交差性の視点を活用している (Crenshaw 1989)。交差性の概念では、人種差別や白人至上主義、家父長制、人種差別的ナショナリズム、異性愛主義と同性愛嫌悪、硬直した性別二元論規範、障害者の排除、貧困などの従属形態が別々の並列カテゴリーではないことを認識する。それらのカテゴリーは権力を階層化するマトリックス、格子状の交差を形成している (Collins 2000)。これらの抑圧の交差は、別々に生成されてくる加算的なものではない。むしろ、それらの抑圧は、その交差する箇所において形成されるアイデンティティに特有のステレオタイプ、排除、規範を生み出すことがある。その結果として、アメリカ合衆国におけるアジア系女性は、特にアジア系女性に顕著である人種差別、家父長制、ゼノフォビア、白人ナショナリズムによって形作られた従属の形態に直面する (Forward Together 2005, 4; Silliman et al., 2004, 14-15)。交差性分析は、複数の従属の形態が不平等の構造を維持するよう相互に作用する状況を分析する。結果として生じる不平等構造は、性と生殖の自由に対する障壁をも維持してしまう。

第二に、リプロダクティブ・ジャスティスのアプローチは社会正義の根本原因にも注目する。それゆえにリプロダクティブ・ジャスティスの分析は、構造的な不平等と排他的な文化規範の果たしている役割を明らかにすることを必要とする (Ross & Solinger 2017, 56)。構造的な不平等は社会規範によって非常に深く埋め込まれているので、人種差別、家父長制、貧困、移民排斥、障害者排除、LGBTQ+の人びとの社会的・経済的周縁化は隠されて維持される。

構造的不平等を可視化することによって、従属規範が教育や就労の機会、安全な住環境や地域、治安維持、環境汚染への曝露にどのように影響を与えているかが明らかになる。これらの不平等は同様に、性と生殖のヘルスケアを含む、健康やヘルスケアへのアクセスにも影響を及ぼしている。こういった根本原因の分析により、リプロダクティブ・ジャスティスの活動家たちは、構造的不平等が性と生殖の健康へのアクセスの障壁として実際にどのように機能するかを明らかにできる。

第三に、リプロダクティブ・ジャスティスのモデルは根本原因の分析に情報を提供し、コミュニティを組織して問題を組み立て、優先順位を設定し、変化に向けた運動を展開するために、地域社会の知識を重視する(Silliman et al. 2004, 15)。生きた知識によって明らかにされる問題は、既存の法に合うようにも法や政策の立案者たちの興味を引くようにも作られてはいない。むしろ構造的、そして法的な障壁の複雑な状況を明らかにするものである。コミュニティに基づいた組織とその協力者たちは「権力に対して真実を語る」人びとの声を増幅させる。

### III. ロー判決からドップス判決へ

本節では、2022年6月のドップス判決の法的背景を述べていく。具体的には、ロー対ウェイド判決と、南東ペンシルヴェニア家族計画連盟(Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania)対ケーシー判決(以下ケーシー判決)という中絶権を認める二つの重要な訴訟について、簡潔に説明する。そしてドップス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス(Jackson Women's Health)判決という、アメリカ合衆国最高裁の裁定について整理していく。ドップス判決では、保守多数派がロー判決とケーシー判決を覆したのである。最後に、合衆国におけるドップス判決のイデオロギー的な、そして法的な示唆に関して論じていく。

#### A. 決定する権利

1973年、合衆国最高裁判所はロー対ウェイド判決を下した。テキサス州における中絶の制限法がその争点であった。この法は、医療専門職が州に中絶を犯罪化するよう働きかけるという、19世紀中盤の時代に逆戻りするようなものだった。法廷は、憲法上のプライバシーの権利が中絶に関する決定———妊娠を継続するかどうか決める権利———を保護すると認めた。ロー判決は、最高裁によってプライバシーの権利が定義された一連の訴訟の一つであった。ロー判決では、中絶に関する決定について、避妊手段にアクセスする権利、結婚する権利、親としての権利を認めたそれ以前の判決との整合性が取られた。

最も重要なこととして、最高裁によって決定する権利が、基本的権利、つまり最も強力に保護される個人の権利として位置付けられた。基本的権利としての決定権に介入する法律は、強力で確固たる正当性の確立を州に求める「厳格な精査」を受けることになる。テキサス州は三つの正当性を提示した。最高裁はそれらのうち、中絶の禁止は「反道徳的な性行為」を抑止するという主張を「ヴィクトリア朝時代の社会問題」として退けた。一方で中絶の安全

性を確保し出生前の生命を守ることによって、女性の健康を保護することの正当性、利益は認められた。女性の健康を守るという州の利益は、妊娠中期以降はやむを得ないものになり、出生前の生命を保護するという利益も「生存能力」、つまり胎児が子宮外でも生存できるようになる時期以降は認めざるを得ないと決定された。しかし胎児は妊娠の初めから終わりまでずっと人間である、という主張は退けられ、その当該テキサス州法は無効であるという判決が下された。

ロー対ウェイド判決は、リプロダクティブ・ライツをより広く要求していくための基礎であると一方ではみなされることもある。そう考える人びとは、ロー判決は女性の身体的な自己決定——自分自身の身体をコントロールする権利——を守ったと断言する。他方で、プロ・チョイス派を含む人びとは、ロー判決を維持しようと闘ってきたにもかかわらず、この最高裁の分析を批判してきた。注目に値する批判の一つは次のように述べている。この憲法上の分析では、妊娠し親になることが、特に家父長制や人種差別、そして他の従属的な形態によって階層化された社会において、女性自身のライフコースの決定にどのように影響するかではなく、女性の身体と胎児の成長が重視されることによって女性の決定が医療化されてしまったのである(Siegel 1992)。中絶を単に医療処置として記述することで、最高裁は医療提供機関を、中絶を厳しく統制する者とし続けたということだ。ロー判決によってより多くの女性が高等教育を修了したり、キャリアを積めるようにしたり、官僚やリーダーになったり、既にいる子どもたちを安全に育てたりできるようになったものの、ジェンダー本質主義もまた不朽のものとなるようになった。

1973年から1992年にかけて、中絶へのアクセスを直接的には禁止せずに、胎児が子宮外で生存可能になる前の時期でも中絶を制限する法律が各州議会で成立した。反中絶派たちがとった主な戦略は、決定する権利を徐々に崩していく方法だった。1992年、合衆国最高裁は南東ペンシルヴェニア家族計画連盟(Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania)対ケーシー判決を下した。この訴訟では、ロー対ウェイド判決の原則の中核は認められた。しかし、妊娠初期は中絶可能とするそれまでの考え方は退けられ、決定する権利の憲法上の保護は弱められた。この憲法の新しい基準は、決定する権利に「過度の負担」をかけるような規制でない限り、胎児が子宮外でも生きられるようになる前でも中絶を制限することを認めるものとなった。ロー判決でもあったように、母体の生命を守るのに必要な時以外は、胎児が子宮外でも生存可能な時期になると州は中絶を禁止することができた。この弱められた憲法上の基準によって、各州議会は女性と胎児の生命を守るために必要だと正当化された、より立ち入った法律で妊娠初期の中絶をも規制するようになった。この規制は、長い待機期間や、妊娠した女性が胎児の超音波画像を見せられたり医療的に不正確な情報を受け取ったりするような前提条件や、クリニックを閉めざるを得ないほど高額か実行不可能な規則が含まれるものとなった。

ケーシー判決は、保護が必要な女性、という古い、家父長的なイメージに頼った法制定に拍車をかけた。中絶反対派に対し、中絶のリスクを誇張した不正確な情報を作り出すよう働きかけたのである。例えば、いくつかの法では中絶は、後悔で抑鬱状態に陥ったり、乳がん

のリスクが増加したり、胎児も苦しむものだと主張された。このような誤ったリスクの情報によって、新しい言説において「中絶産業」———家族計画クリニックや中絶提供機関———が弱い立場の女性たちや「まだ生まれていない子ども」に対する脅威であると位置付けられた。この言説は中絶を、家族やマイノリティのコミュニティをも脅かすものであると意味付けた。このような新しい言説は、伝統的な家父長制や、胎児の人格や保守的な家族規範をより合わせ、反優生思想の仮面をかぶっているのである。

## B. ドブス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス・オーガナイゼーション (Jackson Women's Health Organization)

2020年、最高裁判所の判事であったルース・ベイダー・ギンスバーグ (Ruth Bader Ginsburg) が死去した。当時のトランプ大統領はエイミー・コニー・バレット (Amy Coney Barrett) をその後続に指名した。2020年10月26日以降、最高裁は6人の、決定する権利やプライバシー権に懐疑的な、超保守の判事を持つことになった。中絶する権利を含めたプライバシー権を認める3人のリベラル派の判事たちは少数派となったのである。

2022年6月24日、最高裁の保守多数派がドブス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス・オーガナイゼーション (Jackson Women's Health Organization) 判決で、ロー対ウェイド判決を覆した。その結果、合衆国憲法はもはや妊娠を継続するかどうか決める権利を保護しなくなった。この判決によって実質的にプライバシー権の範囲は狭められ、リプロダクティブ・ライツの法的保護の中核をなす要素が削られてしまった。

ロー判決を覆したドブス判決は、アメリカ政治における保守主義の三つの柱を反映している。まず、最も顕著なものは社会保守主義である。もっと具体的に言うと、保守的なキリスト教がドブス判決に影響を与えたのである。その視点は、妊娠した人の利益やウェルビーイングよりも胎児の利益という概念を優先させる。これは、中絶は母性を弱体化させるという思い込みに基づくものである。第二に、ドブス判決は新自由主義の反映でもある。新自由主義とは社会的な現実には注意を払わずに「個人の責任」を定義する自由市場のイデオロギーである。また新自由主義は政府ではなく個人が、リプロダクティブ・ヘルスケアを含めたヘルスケアを調達する責任を持つべきとする (Browner 2015, 8-9)。ドブス判決における第三の保守主義の柱は、連邦政府の自治よりも州の権利を重視する、連邦主義の一種である。

ドブス判決により、各州は憲法の原則に対する説明責任をほとんど負うことなく、中絶へのアクセスを禁止、規制、または保護することができるようになっている。この点ではドブス判決は、州の強い権利を好む連邦主義の勝利である。だが、ドブス判決を覆すことは、中絶へのアクセスを、現在の行き過ぎた選挙政治に委ねることになる。中絶に関する法の内容は、支配的なイデオロギーに直接的に影響されてしまう。加えて、憲法上の保護を取り去ることによって、最高裁は、選挙で選ばれた議員に有権者への説明責任を問う手段をなくしてしまった。少数派の意見に迎合するような州議会は、住民のほとんどが拒絶する中絶規制法を成立させてしまうことができる。多くの人がドブス判決はポピュリズムの勝利だと主張する。また、今や中絶反対派がロー判決を覆すという目的を達成したことで、実質的

に禁止となった中絶にかかる多大なコストを捻出する余裕が一般の人びとにはなくなってしまふことが明らかとなるだろう。

アメリカ合衆国は今、分断されている。2023年2月現在、12の州が中絶を禁止し二つの州が事実上中絶を不可能にした(Guttmacher Institute Interactive Map February 2023)。妊娠初期にも適用される中絶規制は実質的に全ての中絶を禁止することになる。中絶が合法である州に行くか、法で定められた限定的な例外に該当していると証明しなければ、中絶を受けることができない。中絶禁止は旅費を用意できない低所得の人びとに特に影響を与える。人種や障害、ジェンダー・アイデンティティ、在留資格などの従属の形態に基づいた構造的な不平等が富へのアクセスに影響するために、これらのグループに属する人びとはより資源が不足してしまふやすい。

対照的に、17の州とコロンビア特別区では現在、中絶する権利を保護している。その保護は、州憲法上の規定や法律によるものも含む(Guttmacher Institute Abortion Policy February 2023)。また、中絶や他のリプロダクティブ・ヘルスのサービスに対する法的保護を拡大してきた州もある。いくつかの州は、州の住民だけでなくその州に中絶のために来る人びとに対してもさらなる経済的リソースを割り当てている。この状況は、今後数年間は流動的であろう。アメリカ合衆国は事実上、内戦状態である。本質的には文化規範をめぐる戦争となっている。

## C. 示唆されること

ロー判決を覆すという最高裁判所の判決は、既に変化を引き起こしてきている。そのうちのいくつかはすぐに起こったもので、予期可能なもの——中絶の禁止と強い規制——であった。加えて、ドブス判決は多くの恐怖と不安を作り出してきた。本項では、最近の中絶規制によって生じた恐怖がどのようにヘルスケアや研究に影響を与えてきたか、そして恐怖と不安を助長する上でイデオロギーが果たす役割を説明するためにいくつか具体例を見ていく。

ヘルスケアに対するドブス判決の影響はすぐに現れた。中絶規制法に違反したと告発されたり糾弾されたりすることを恐れた多くの医師が、標準的なケアさえも提供するのをためらうようになった。中絶を犯罪化したいくつかの法律は、医療的緊急事態において母体の命を救う必要がある時は中絶を認める、という限定的な例外しか設けていない。例えば、ミズーリ州の中絶規制法は「医療的緊急事態を除き」誰がどのような状況で行なっても中絶を犯罪としている。そこでは「医療的緊急事態」を、中絶をしなかった場合に「主要な身体機能に相当の不可逆的な身体障害の甚大なリスク」が引き起こされるような状況、と定義している(Missouri Stat.)。この法の文言が極端で曖昧なゆえに、女性の命を危険にさらすような中絶だけでなく、流産や子宮外妊娠の処置までもためらう医師たちもいる。中絶規制法と政治的な変動によって刑事告発と、良いケアを提供するという専門職の責務との間で、中絶提供機関が板挟みになっている。

いくつかの州の中絶規制法は、他の医療行為の合法性に関しても不安を引き起こすような文言を含む。例えば「生命は受胎から始まる」という文言によって、体外受精に関していくつかの疑問が生じてくる(Ariz. SB 1457 を参照)。中絶に否定的な州における不妊治療のクリニックは、胎児を人間であると定める法がない州への移転を検討しているという。同様の文言は、ES 細胞研究や受胎に関する研究のような、試験管で人間の胚を利用する生物医学的な研究についても、不確実性をもたらす。

21 世紀の初頭、中絶擁護派に対抗するために中絶反対派は、優生学的関心と障害者の権利とを利用し始めた。例えば、反中絶の広報運動では黒人住民が多い地域に、中絶は人種的優生学の一種であると主張する看板が設置されたりした。少ないながらも、いくつかの州では、性別選択に基づく中絶を制限する法律を制定した。性別選択を禁止する法律の提唱においては、アジア人に対する差別的な偏見と、アジア系コミュニティにおけるジェンダーに基づく優生学を防ぐために規制が必要である、という主張が組み合わされることが多かった。2019 年の最高裁訴訟ではトーマス判事<sup>3</sup>が、中絶は優生学の手段であるという意見に同意した。トーマス判事の見解は、合衆国における優生学の歴史を誤って記したものであった。優生学者は中絶を抑圧の手段としたのではなく、強制不妊手術を行ってきたのである(Roberts 2019)。トーマス判事の意見では、中絶率における要因としての構造的な人種差別と障害者差別の役割が認識されていない。また、合衆国では男児が優先され女児が中絶されやすいという主張は根拠不十分だということも認められていない。しかしながら、ドブス判決の判決理由において「人種、性別、または障害に基づく差別の防止」が中絶へのアクセスを制限するのに正当な根拠であるという、誤った陳述の正当性が立証されてしまった(Dobbs 2022, 78)。

ドブス判決は社会保守主義を勢いづけている。社会保守主義にとってロー判決を覆すことは、性やジェンダー役割、ジェンダー・アイデンティティに対する社会的な制御をキリスト教ナショナリスト的発想のうちに確立するという、より大きな目標を一步前に進めることであった。ドブス判決の結果を受けて、社会保守主義者たちは中絶規制とトランスジェンダーの人びとを攻撃の標的とする試みにさらに力を入れてきた。1973 年以降のかつての中絶規制法のように、多くの反トランスの法律が未成年者を狙っている。例えば多くの法案では、医師がトランスジェンダーの若者にジェンダー・アファIRMING・ケア (gender-affirming care) <sup>4</sup>を提供することを禁止している。合衆国における家父長制と人種差別は常に、生物学的本質主義に頼ってきた。LGBTQ+の運動家、反人種差別組織、そして障害者の権利運動は全て、生物学的本質主義に異議申し立てしている。この市民権に対するバックラッシュの中で、保守的な家族規範イデオロギーは生物学的本質主義を、トランスとクィアのアイデンティティを攻撃するための武器としてきた。

---

<sup>3</sup> 訳者注：クラレンス・トーマス (Clarence Thomas) 判事。二人目の黒人最高裁判事で保守派。

<sup>4</sup> 訳者注：誕生時に割り当てられたジェンダーに違和が生まれた人に対する、ジェンダーアイデンティティを支持し肯定するための社会的、心理学的、行動療法的、そして医療的介入。

## IV. ドップス判決以降の時代のリプロダクティブ・ジャスティス

本節では、ドップス判決以降の時代において明らかにされたリプロダクティブ・ジャスティス運動の強みと、その課題について簡潔に評価していく。そして合衆国における包括的な性と生殖のヘルスケアへのアクセスを拡大しようとする運動を再構成するのにリプロダクティブ・ジャスティスの分析枠組みが貢献しうる、いくつかの方法について論じていく。

### A. リプロダクティブ・ジャスティス運動の強み

性と生殖のヘルスケアへのアクセスを拡大しようとする運動を通して「リプロダクティブ・ジャスティス」は今、広く認知されてきている。この語は、性と生殖の健康に関する、公民権や社会正義、政策などを求める運動の中で幅広く用いられるようになった。「リプロダクティブ・ジャスティス」はリプロダクティブ・ライツと同義で使われることも、またそうでないこともある。「リプロダクティブ・ジャスティス」という語を用いる全ての人が、その方法論を熟知しているわけではない。しかし「リプロダクティブ・ジャスティス」という語の広まりは、運動の影響力を示している。10代後半の若者や若い世代は特にリプロダクティブ・ジャスティスの目標と戦略を認識し受け入れる傾向が高い。

リプロダクティブ・ジャスティスの運動はリプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルスの成果に大きな影響を与えてきた。例えば現在、いくつかのリプロダクティブ・ライツ、ヘルスの組織は交差性分析を取り入れている。そういった組織は、コミュニティを組織したり法や政策の変化を達成したりするために、リプロダクティブ・ジャスティスの組織と合同で取り組んでいる(例えば Forward Together Strong Families New Mexico を参照)。また、リプロダクティブ・ライツとヘルスの組織の中には、サービスへのアクセスに関してより幅広い経験と声を考慮するために、スタッフや指導者層とその方針を多様化すべきだと考えるところもある。

リプロダクティブ・ジャスティスの運動はまた、他の社会正義を求める動きにも影響を与えてきている。現在、社会正義の課題においても、リプロダクティブ・ジャスティスが中核的側面として認識されている(例えば Hernandez-Simmons 2022 を参照)。このようにして、リプロダクティブ・ジャスティスの運動は社会正義の定義にまでも拡大してきている。リプロダクティブ・ジャスティスの側も同様に、社会正義の運動の目標に相乗効果を見出している。例えば、リプロダクティブ・ジャスティスの組織は、リプロダクティブ・ヘルスへの影響を懸念して、環境有害物質の発生源を非白人コミュニティに設置することに反対している。

社会や政策の変革目標の相互性を認識することは、コミュニティや組織の連携の基礎となる。例えば、ドップス判決に対する公式、非公式の見解に対する応答では、いくつかの主流な環境保護団体がロー判決が覆されたことを非難し、リプロダクティブ・ジャスティスの組織へのサポートを表明した。「自然資源防衛協議会 (NRDC : Natural Resources Defense Council) は、私たち自身の声で (In Our Own Voice) 、全米アジア・パシフィック系女性フォーラム (National Asian Pacific American Women's Forum) 、全米出産に関する平等組

織 (National Birth Equity Collaborative) 、全米リプロダクティブ・ジャスティスのためのラティーナ組織 (National Latina Institute for Reproductive Justice) 、シスター・ソング (SisterSong) をはじめとした、安全なリプロダクティブ・ヘルスケアにアクセスするために全ての女性と子どもを産む人たちのリプロダクティブ・ライツを守る、様々な組織と共にある」(Shahyd 2022)。

## B. ロー判決以後のリプロダクティブ・ジャスティスの課題

リプロダクティブ・ジャスティスの運動は、このポスト・ロー判決の時代に、様々な課題に直面している。最も喫緊なものはおそらく、ドブス判決によって中絶と中絶の権利に関心が呼び寄せられたことだろう。リプロダクティブ・ジャスティスの支持者たちは、リプロダクティブ・ライツと中絶を混同させようとする動きに抗してきた。支持者たちは性と生殖の健康に関する問題をより拡大しようと努めてきたのである。ドブス判決が示唆するのは、中絶の規制が他のヘルスケアの問題にまで影響を与えてしまうということだ。だがしかし、ドブス判決に集中することで、他の性と生殖の健康へのアクセスの問題に対する注目が減り、リソースも少なくなってしまうかもしれない。

加えて、中絶を禁止したり大幅に制限したりする州法の急速な施行によって、そういった法の弊害を減らすような、急場をしのぐ対策の必要性が高まってきた。対策とは、新しい中絶規制法に対する異議申し立ての訴訟を行ったり、中絶が合法のままである州におけるリプロダクティブ・ヘルスのサービスを拡大したり、中絶の規制が人種的や経済的な従属形態をどのようにしてより深刻にするかについて関心を高めたり、中絶の権利がある州においてリプロダクティブ・ライツに関するより強い法的保護を立法化したりすることなどである。こういった対策はリプロダクティブ・ジャスティスと目的を同じくするものである。しかしながら、ドブス判決が作り出したこの緊急事態に全力を挙げて応答することは、長期的な社会変革を達成するためにリプロダクティブ・ジャスティスの運動が努力してきたことを弱体化してしまう恐れもある。

リプロダクティブ・ジャスティスの運動はまた、キャパシティ不足にも直面していると言えるかもしれない。活動家たちは性と生殖のヘルスケアやLGBTQの人びとの包摂、そしてこれらの問題に影響を与える構造的不平等にも同時に取り組んでいる。ある意味ではこの課題は、交差性分析から生じている。この状況は、保守的な家族規範イデオロギーがどのようにリプロダクティブ・ヘルスケアへのアクセスやジェンダー・アイデンティティの問題への激しい非難に関係しているかにも応答している。さらに加えて、リプロダクティブ・ジャスティス運動が「ブラック・ライブズ・マター (Black Lives Matter)」を含む他の社会正義の組織との連携の拡大を成功させるにつれ、その活動範囲も拡大した。ドブス判決が社会や州の権利、新自由主義的保守派を勢い付けたことで、これら全ての問題がより差し迫ったものになっている。リプロダクティブ・ジャスティスの支持者たちに対する要求が高まると、個人的、組織的、そして経済的なキャパシティが限界に達してしまう恐れがある。

リプロダクティブ・ジャスティスの運動が直面しているであろう四つ目の課題は新たな市民戦争から生じている。前述のように、ドブス判決によって中絶を禁止または相当に規制する法律を州が制定できるようになった。中絶に強硬に反対する州は既に制定を始めている。一方で中絶権を認める州はドブス判決を受けてリプロダクティブ・ライツの保護を強化し、性と生殖の健康に関するサービスのためのリソースを増やしてきた。この状況により、リプロダクティブ・ジャスティスの組織が認識し増大させようとする経験の範囲が拡大されてきている。このことで、運動がキャパシティ不足に直面する可能性が深刻になっている。優先順位をつけることも難しくなってくる。中絶禁止によって周縁化や切迫した状況の深刻化は促進され、既存のアクセスの格差がさらに増大する。

### C. 前へ進んでいくために

本項はリプロダクティブ・ジャスティスの闘いにおいて将来何が起こるか予言するものではない。また次のステップや戦略を提案するものでもない。むしろ本項では、この闘いがどこに向かうにしろ、リプロダクティブ・ジャスティスのモデルが貢献できることに注目する。リプロダクティブ・ライツとジャスティスの支持者たちの予測に基づくと、闘いの次のフェーズは数十年に渡るであろうと推定される。

本稿で論じてきた戦略によって、リプロダクティブ・ジャスティスの運動は同盟や連合に基づくキャンペーンを打ち立てるのに十分に準備されたものとなる。交差性分析はこれまで、シスター・ソング (SisterSong)、全米リプロダクティブ・ジャスティスのためのラティーナ組織 (National Latina Institute for Reproductive Justice)、全米アジア・パシフィック女性フォーラム (National Asian Pacific American Women's Forum) のような組織の創設を促進してきた。根本原因の分析により、リプロダクティブ・ジャスティスのためのアジアン・コミュニティ (Asian Communities for Reproductive Justice) のような団体は、その課題と使命を拡大するようになった。なおこの団体は現在、共に前へ (Forward Together) という名称である。共に前へ (Forward Together) の使命はリプロダクティブ・ジャスティスを超えて広がってきている。私たち自身の声で (In Our Own Voice) を含めた多くの組織が、地域や州のリプロダクティブ・ジャスティスのコミュニティ組織を増強し支援しようと努めている。これらの組織と他の組織は合同で活動し、他の社会正義やリプロダクティブ・ライツ、ヘルスの組織との連携がますます進んでいる。

リプロダクティブ・ジャスティスの組織は、それまでは聞かれなかった声を公的な言説にすることにより貢献してきた。中絶反対派は、中絶をスティグマ化するのにあまりにも成功してきており、言説のほとんどは政治的なレトリックで構成されてきていた。近年、中絶のスティグマを解くために人びとは自身の中絶の経験を共有するようになってきた。個人的な告白をしたその最初の人びとは白人女性が主だった。そういった告白のほとんどは中絶の決断を、レイプによる妊娠や重大な健康リスクとしての妊娠を含めた、例外的な状況への対応であると説明した。これらの語りによって沈黙と中絶のスティグマが破られ始めた。ただ同時に、例外的な状況のみが中絶を正当化できるという考えを強める人びともいた。

リプロダクティブ・ジャスティスの組織によって、人種的従属、貧困、障害、性的指向とジェンダー・アイデンティティ、在留資格によって周縁化された人びとの経験が、これらの語りに加えられるようになってきた。言説にこのような人びとの語りを含むことはいくつかの効果を引き起こしてきた。第一にその語りによって、こういった人々の性と生殖のヘルスケアのアクセスへの、ニードと障壁の両方が、文脈に入れ込まれた。これにより、政治的レトリックやイデオロギーという抽象的なものから個人の本当のニーズに議論が移された。第二に、このような語りは、中絶は人種的な優生学的手段であるという中絶反対派の主張にも対抗する。この個人的な告白は、構造的不平等とその影響によって、黒人女性が中絶をすることが最も合理的な決断となる状況に置かれることを示している。言い換えれば、中絶とは独立した問題なのではなく、他の抑圧との相互作用がある問題だということが語りによって表されているのだ。第三に、中絶に関する個人的な語りを加えていくことで、中絶を日常的な経験としてスティグマを取り去り、正常化することが促される。これは今度は、文化規範の変革にも貢献することになる。

リプロダクティブ・ジャスティスの活動は、文化規範の変革の他の側面にも狙いを定めている。健康のための黒人女性たち（Black Women for Wellness）を含めたいくつかの組織によって、コミュニティのメンバーが自身の生きた経験の価値を明らかにし高めていくことができるようになってきている（Black Women for Wellness 2022）。文化規範を変革する戦略は、家族や母性、ジェンダー役割に関する限定的な規範に異議申し立てをするようなイメージ、歴史、言説に光を当てる。文化変革の活動は伝統的な機関を通じて文化を変えていくものでもある。例えば、リプロダクティブ・ジャスティスのための法学部生たち（Law Students for Reproductive Justice）（現在は「もし／いつ／どのように（If/When/How）」）が、高等教育にリプロダクティブ・ジャスティスのカリキュラムを追加することを奨励する法科大学院プロジェクトを作った（If/When/How 2023）。公民権運動の組織と協力して投票権を含む横断的な問題に取り組む組織もある。

リプロダクティブ・ジャスティスの戦略によって、コミュニティや組織の参加者は創造的かつ迅速に行動できるようになった。リプロダクティブ・ジャスティスの組織のタイプは一つではなく、様々な種類がある。交差性や根本原因の分析、そしてコミュニティに根差した活動を実に多様な方法で活用している。換言すれば、リプロダクティブ・ジャスティスの分析枠組みは新しいものを生み出してゆくもので、積極的に活動することに適している。リプロダクティブ・ライツの運動は過去に、中絶反対の法律や活動に対してほぼ後手に回る防衛的な反応しかできず、活動を妨げられてきた。リプロダクティブ・ジャスティスの戦略により、リプロダクティブ・ライツ運動が先手を打つような活動に変わったと言えるだろう。

最後に、リプロダクティブ・ジャスティスの定義は、これからの、前へと進む道筋を示している。リプロダクティブ・ジャスティスは、その目的を達成するための概念的基礎として、人権を含んできた。合衆国において人権は今も、個人の権利の理解とは区別されたままであ

る。人権は肯定的権利<sup>5</sup>を含む。新自由主義も、人権概念の手続き上の権利（procedural rights）を損なっていない。リプロダクティブ・ジャスティス運動が人権を明確に含むことによって、例えば、ラテンアメリカのグリーン・ウェーブ（Green Wave）（Chang, Mehta and Kenin July 7, 2022）や、日本において生まれつつあるリプロダクティブ・ジャスティスの運動との、国境を越えた連携が促されるかもしれない。

## V. おわりに

アメリカ合衆国最高裁のドブス対ジャクソン・ウィメンズ・ヘルス（Jackson Women's Health）判決により、女性やレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、そしてクィアな人びとの立場や健康が脅かされてきた。ドブス判決は、州が妊娠を統制する扉を開いたのである。同判決はまた、多くの州が性的な親密さやジェンダー役割を他の方法で規制するような法の制定も誘発してきた。例えば、ドブス判決が出てからの1年で、トランスジェンダーの人びとがジェンダー・アフターミング・ケアにアクセスすることを規制する法律が、保守的な州議会によって制定されてきた。他の形態の法規制が続いていくであろうことに疑いの余地はない。こういった法律のほとんどに強制力はないが、中絶が独立した、それだけの問題ではないことを示している。中絶の規制は、不平等と特権を維持する社会的・法的ルールのマトリクスの一部なのである。そのような州議会においては、人種差別、貧困、在留資格、その他の従属構造によって既に周縁化された人びとが最大の被害を経験するという事実が無視されて法制定が行われるのだ。

リプロダクティブ・ヘルスのアクセスの擁護という観点から言うと、ドブス判決によって合衆国は、中絶の権利に憲法上の保護がない国々と同じ立場に置かれた。この場合、リプロダクティブ・ジャスティスの分析枠組みはより重要なものとなる。合衆国では、社会変革とリプロダクティブ・ヘルス、ライツ運動を促進するために、非白人女性の組織がリプロダクティブ・ジャスティスのアプローチを活用してきた。リプロダクティブ・ジャスティス運動のリーダーたちは、リプロダクティブ・ジャスティスの分析枠組みがそれだけで全てを説明できるとは主張していない。むしろ、相互補完的なアプローチであると表現してきた。この状況は運動内部の緊張関係抜きには起こり得なかったが、補完的アプローチにより権利擁護の基礎とその戦略は拡大してきた。このような拡大は、今、アメリカ合衆国において繰り返されているイデオロギーをめぐる市民戦争において、極めて重要となるだろう。

本稿はリプロダクティブ・ジャスティスの活動家たちが用いる三つの戦略について論じてきた。これらの戦略は順応性があり、リプロダクティブ・ジャスティスに基づいた権利擁護

---

<sup>5</sup> 訳者注：肯定的権利とは、個々人が権利を行使する能力を保障する義務を、政府に課すものである。合衆国憲法は消極的権利——政府の介入を防ぐ権利——しか規定していない。第II節で論じられたように、消極的権利は個人の権利を行使するのに必要な手段を含まない。人権は、権利を享受するのに必要なリソースや実際的手段を含むものと理解されている。

のほんの出発点に過ぎない。交差性分析では、従属関係とそれによって影響を受けるコミュニティの主な形態を明らかにすることが求められる。社会、組織、そして政府の権力がどのように周縁化されたコミュニティと、より甚大な生殖への統制と危害を与えるやり方で影響し合うのか評価するには、コミュニティのメンバーの経験に裏付けられた知識が必要だ。また、統制を自然化し正当化するために利用されるイデオロギーにも直接関わってくる。交差性分析によって、社会規範や公的ルールが私たちを分断するやり方や、結果的により大きな障壁に直面する人びとに配慮する方法について、より状況に即した繊細な理解が生まれる。少なくとも、交差性分析により「他に誰がここにいるべきなのか?」「誰の声が欠けているのか?」という問いと共にひとつひとつの集会やプロジェクトを始めることができるようになる。

リプロダクティブ・ジャスティスの活動においてはまた、リプロダクティブ・ジャスティスに関する問題の根本原因の分析をすることが求められる。通常、根本原因の分析は、社会、経済、政府の構造がどのように家父長制と他の形態の従属関係を維持しているかを検討する。また社会正義の他の力がどのようにリプロダクティブ・ジャスティスを形作っていくかについても分析を行う。これによりリプロダクティブ・ジャスティスの活動は骨の折れる作業となるが、運動の目標には長期的な社会変革だけでなく短期目標も入れることができる。加えて根本原因の分析は連携組織を見つけることにも役立つ。例えば、そういった組織はLGBTQ や性目的の人身売買、性的侮辱・ハラスメント、移民と外国人嫌悪、環境保護、軍事化、労働、そしてヘルスケアなどの問題に取り組んでいる組織かもしれない。

リプロダクティブ・ジャスティスは、コミュニティに根差した知識や組織的な活動を高く評価する。その結果、優先順位をつける場合に全米的な目標や同意というものには存在しないだろう。リプロダクティブ・ジャスティスの分析は、歴史的・文化的な文脈や経緯、背景に即したものである必要があるため、この結果は理にかなったものである。ある地域では、環境有害物質がリプロダクティブ・ジャスティスへの最大の脅威を引き起こすことを支持者たちが認識しているかもしれない。また別の地域では、外国人嫌悪と、移民・民族的マイノリティの人びとに対するその影響が、優先的な課題となるかもしれない。しかし、全国的に、そして国際的にひとつの問題に取り組むよう取りまとめることもまた可能である。アメリカ合衆国においては、リプロダクティブ・ライツやヘルスの組織と同じように、リプロダクティブ・ジャスティスの組織の多くは、中絶へのアクセスの保護の活動を優先的なものとしてきた。ラテンアメリカでは、複数の国の活動家たちが中絶へのアクセスのための活動を組織するマレア・ベルデ (Marea Verde、英語では Green Wave) 運動を作った。その運動においては、リプロダクティブ・ライツとヘルスの活動は主に法と健康に関する専門職に依っている。それに対してリプロダクティブ・ジャスティスはほぼ確実に、草の根のエネルギーを引き出し、コミュニティの声と知識を育て上げ、イデオロギーの変革を作り出す戦略を活用し創造するだろう。全ての人々が「生活のあらゆる分野で、自分たちの身体、家族、そしてコミュニティに関して健康な判断をするための、経済的、社会的、そして政治的な力とリソー

スの獲得を達成する」(In Our Own Voice 2023)インクルーシブで公正な社会を作るという目標を追求しようとしているのだ。

## 参考文献

- Arizona SB 1457, 55th Legislature, 1st Regular Session (Ariz. 2012)(enjoined in 2022).
- Black Women for Wellness, "About Us," 2022. <https://bwwla.org/about/>. (Accessed February 13, 2023).
- Borgmann, Caitlin E., Abortion Exceptionalism and Undue Burden Preemption, 2014. 71 *Washington & Lee Law Review* 1047.
- Box v. Planned Parenthood of Ind. & Ky., Inc.*, 139 U.S. 1780 (2019) (Thomas, J., concurring).
- Browner, Carole H., 2015, *The Politics of Reproduction: From Reproductive Rights to Reproductive Justice*, Oxford Handbooks Online.
- California Senate Bill 24, "College Student Right to Access Act," 2019. [https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill\\_id=201920200SB24](https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200SB24). (Accessed February 12, 2023).
- California Proposition 1, 2022, Constitutional Right to Reproductive Freedom. Legislative Constitutional Amendment, California General Election, November 8, 2022. <https://voterguide.sos.ca.gov/propositions/1/> (Accessed January 5).
- Casas, Ximena, 2021, "How the 'Green Wave' Movement Did the Unthinkable in Latin America." *NYTimes.com*. November 1. <https://www.nytimes.com/2021/11/01/opinion/abortion-latin-america.html>. (Accessed February 13, 2023).
- Centers for Disease Control and Prevention, 1999, "Family Planning," *Morbidity and Mortality Weekly Report*. 48(47): pp 1073-1074. <https://stacks.cdc.gov/view/cdc/27203> (Accessed February 12, 2023).
- Chang, Ailsa; Mehta, Jonaki; Kenin, Justine, July 7, 2019, What the U.S. can learn from abortion rights wins in Latin America, National Public Radio. <https://www.npr.org/2022/07/07/1110123695/abortion-roe-latin-america-green-wave> February 17, 2023.
- Collins, Patricia Hill, 2000, *Black Feminist Thought: Knowledge, Consciousness, and the Politics of Empowerment*. New York, NY: Routledge.
- Colorado House Bill 1279, "Reproductive Health Equity Act," 2022. <https://legiscan.com/CO/text/HB1279/id/2558382>. (Accessed February 12, 2023).
- Connecticut House Bill 5414, "An Act Concerning the Provision of Protections for Persons Receiving and Providing Reproductive Health Care Services in the State and Access to

- Reproductive Health Care Services in the State,” 2022.  
<https://legiscan.com/CT/text/HB05414/id/2579572>. (Accessed February 12, 2023).
- Congressional Research Service, *The Hyde Amendment: An Overview*, 2022,  
<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF12167>. (Accessed February 10, 2023).
- Crenshaw, Kimberlé, 1989, “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory, and Antiracist Politics.” *University of Chicago Legal Forum*. 1989(1): pp. 141-149.
- Dawson, Lindsay, Frederiksen, Brittini, Long, Michelle; Ranji, Usha; Kates, Jennifer, 2021, LGBT+ People's Health and Experiences Accessing Care, Kaiser Family Foundation: *Women's Health Policy, Report*, July 22, 2021, <https://www.kff.org/report-section/lgbt-peoples-health-and-experiences-accessing-care-report/> (Accessed January 5, 2023).
- Dobbs v. Jackson Women's Health Org.*, 142 U.S. 2228 (2022).
- Dowland, Seth, 2009, "Family Values" and the Formation of a Christian Right Agenda. *Church History*, 78:3 (September 2009): pp. 606-631.
- Eisenstadt v. Baird*, 405 U.S. 438 (1972).
- Flynn, Sheila, 2022, "Mexicans Used to Go to the US for Legal Abortions. Now They're Inviting Americans In." *Independent.co.uk*. June 27. <https://www.independent.co.uk/news/world/americas/abortion-mexico-america-network-solidarity-b2109885.html>. (Accessed February 13, 2023).
- Forward Together (formerly Asian Communities for Reproductive Justice), “A New Vision,” 2005. <https://forwardtogether.org/wp-content/uploads/2017/12/ACRJ-A-New-Vision.pdf>. (Accessed February 8, 2023).
- Forward Together, "Stronger Families New Mexico: Building Power for New Mexico Families," <https://forwardtogether.org/programs/state-national-action/strongfamiliesnm/>. (Accessed February 13, 2023).
- Forward Together, “Visioning New Futures for Reproductive Justice,” 2023, January 24. <https://forwardtogether.org/visioning-new-futures-for-reproductive-justice/>. (Accessed February 8, 2023).
- Ginsburg, Faye D., and Rayna Rapp, eds., 1995, *Conceiving the New World Order: The Global Politics of Reproduction*. Berkeley, CA: University of California Press
- Greenhouse, Linda & Siegel, Reva, 2010, *Before Roe v. Wade: Voices that Shaped the Abortion Debate Before the Supreme Court's Ruling*. Kaplan Publishing.
- Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965).
- Guttmacher Institute, "Abortion Policy in the Absence of Roe," February 1, 2023. <https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/abortion-policy-absence-roe>. (Accessed February 13, 2023).
- Guttmacher Institute, Interactive Map: US Abortion Policies and Access After Roe, as of February 16, 2023. <https://states.guttmacher.org/policies/> Accessed February 18, 2023.

- Guttmacher Institute, State Laws and Policies: State Family Planning Funding Restrictions, As of February 1, 2023, <https://www.guttmacher.org/state-policy/explore/state-family-planning-funding-restrictions>. Accessed Feb. 15, 2023.
- Harris v. McRae*, 448 U.S. 297 (1980).
- Hartmann, Betsy, 2016, *Reproductive Rights and Wrongs: The Global Politics of Population Control*. Chicago, IL: Haymarket Books.
- Hernandez-Simmons, Eva, 2022, "Why Environmental Justice is Part of Reproductive Justice." *SierraClub.org*. June 24. <https://www.sierraclub.org/articles/2022/06/why-environmental-justice-part-reproductive-justice>. (Accessed February 8, 2023).
- Hyde Amendment, Public Law 117-103, "Consolidated Appropriations Act," 2022, Div. H § § 506-507, 136 Stat. 49.
- If/When/How, "Who We Are," 2023, <https://www.ifwhenhow.org/about/who-we-are/>. (Accessed February 13, 2023).
- Ikemoto, Lisa, 1992, The Code of Perfect Pregnancy: At the Intersection of the Ideology of Motherhood, The Practice of Defaulting to Science, and the Interventionist Mindset of Law, 53 *Ohio State Law Journal* 1206-1306.
- Ikemoto, Lisa, 2011, Infertile by Force and Federal Complicity: The Story of Relf v. Weinberger, in *Women and the Law Stories Book*, Chapter 5, Elizabeth M. Schneider & Stephanie M. Wildman eds. Foundation Press/Thomson Reuters.
- In Our Own Voice: National Black Women's Reproductive Justice Agenda, "Reproductive Justice," 2023. <https://blackrj.org/our-issues/reproductive-justice/>. (Accessed February 8, 2023).
- Joffe, Carole, Abortion Providers and the New Regulatory Regime: The Impact of Extreme Reproductive Governance on Abortion Care in the United States, 2018, *Revue de Recherche en Civilisation Americaine*, 8 /2018, <https://journals.openedition.org/rrca/pdf/977> (Accessed January 15, 2023)
- Lawrence v. Texas*, 539 U.S. 558 (2003).
- Levison, Sandra P., Mendelsohn, Kathleen D., Nieman, Linda Z, et al., Sex and Gender Bias in Anatomy and Physical Diagnosis Text Illustrations, 1994, *JAMA* 272(16), pp. 1267-70.
- Loving v. Virginia*, 388 U.S. 1 (1967).
- Luker, Kristin, 1984, *Abortion and the Politics of Motherhood*. California: University of California Press.
- Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923).
- Missouri Stat. Title XII Public Health And Welfare 188.017. Right to Life of the Unborn Child Act. <https://revisor.mo.gov/main/OneSection.aspx?section=188.017&bid=47548> Accessed February 1, 2023.
- Mohr, James C., 1979, *Abortion in America: The Origins and Evolution of National Policy*. United Kingdom: Oxford University Press.

- Morgen, Sandra, 2002, *Into Our Own Hands*. New Jersey: Rutgers University Press.
- National Asian American Pacific American Women's Forum, "About," 2023.  
<https://www.napawf.org/about>. (Accessed February 13, 2023).
- National Birth Equity Collaborative, <https://birthequity.org/news/black-women-led-organizations-launch-reproductive-justice-agenda-on-49th-anniversary-of-roe-v-wade/>  
 (Accessed February 13, 2023).
- National Latina Institute for Reproductive Justice, Who We Are,  
<https://www.latinainstitute.org/en/who-we-are> (Accessed January 15, 2023).
- New Jersey Public Law 2021, Chapter 375, 2022. <https://legiscan.com/NJ/text/S49/id/2467762>.  
 (Accessed February 12, 2023).
- Obergefell v. Hodges*, 576 U.S. 644 (2015).
- Pierce v. Society of Sisters*, 268 U.S. 510 (1925).
- Planned Parenthood v. Casey*, 505 U.S. 833 (1992).
- ProPublica, 2014, The Personhood Movement: Where it came from and where it stands today,  
<https://www.propublica.org/article/the-personhood-movement-timeline> (accessed  
 January 15, 2023).
- Roberts, Dorothy, 2019, Dorothy Roberts argues that Justice Clarence Thomas's Box v. Planned  
 Parenthood concurrence distorts history, June 6, 2019.  
<https://www.law.upenn.edu/live/news/9138-dorothy-roberts-argues-that-justice-clarence>  
 Accessed Feb. 13, 2023.
- Romo, Vanessa, 2021, "Mexico's Supreme Court Has Voted To Decriminalize Abortion."  
*NPR.org*. September 7. <https://www.npr.org/2021/09/07/1034925270/mexico-abortion-decriminalized-supreme-court>. (Accessed February 13, 2023).
- Relf v. Weinberger*, 184 U.S. App. D.C. 147 (1977).
- Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973).
- Ross, Loretta J., and Rickie Solinger, 2017, *Reproductive Justice: An Introduction*. Oakland, CA:  
 University of California Press.
- Shahyd, Khalil, 2022, The Climate Crisis is a Reproductive Justice Issue, NRDC Expert Blog,  
 May 05, 2022, <https://www.nrdc.org/experts/khalil-shahyd/climate-crisis-reproductive-justice-issue>  
 (Accessed December 28, 2022).
- Shoichet, Catherine E., 2022, "More Americans Who Want Abortions are Turning to Mexico for  
 Help." *CNN.com*. July 25. <https://www.cnn.com/2022/07/21/health/mexico-abortion-assistance-cec>. (Accessed February 23, 2023).
- Shahyd, Khalil, 2022, "The Climate Crisis is a Reproductive Justice Issue." *NRDC.org*. May 5.  
<https://www.nrdc.org/experts/khalil-shahyd/climate-crisis-reproductive-justice-issue>.  
 (Accessed February 8, 2023).
- Siegel, Reva, 1992, Reasoning from the Body: A Historical Perspective on Abortion Regulation  
 and Questions of Equal Protection, 44 *Stan. L. Rev.* 261 (1992).

- Siegel, Reva, 2008, *The Right's Reasons: Constitutional Conflict and the Spread of Woman-Protective Anti-Abortion Argument*, 57 *Duke Law Journal* 1641-1692 (2008).
- Silliman, Jael, Marlene Gerber Fried, Loretta Ross, and Elena R. Gutierrez, 2004, *Undivided Rights*. Cambridge, MA: South End Press.
- SisterSong, 2023a, "Reproductive Justice." <https://www.sistersong.net/reproductive-justice>. (Accessed February 13, 2023).
- SisterSong, 2023b, "Visioning New Futures for Reproductive Justice Declaration 2023," 2023, January 25. <https://www.sistersong.net/visioningnewfuturesforrj>. (Accessed February 13, 2023).
- Skinner v. Oklahoma*, 316 U.S. 535 (1942).
- Stern, Alexandra Minna, 2015, *Eugenic Nation: Faults and Frontiers of Better Breeding in Modern America*. California: University of California Press.
- Taladrid, Stephania, 2022, "The Post-Roe Abortion Underground: A Multigenerational Network of Activists is Getting Abortion Pills Across the Mexican Border to Americans." *NewYorker.com*. October 10. <https://www.newyorker.com/magazine/2022/10/17/the-post-roe-abortion-underground>. (Accessed February 13, 2023).
- Texas Penal Code, 2A: Arts 1191, 1196 (1961). Note that Texas' 1961 statute was substantively the same as its mid-nineteenth century abortion law.
- United States Public Law 117-103, "Consolidated Appropriations Act," 2022, Div. H § § 506-507, 136 Stat. 49.
- Wells, Rachel, Abortion Rights Foes Have Weaponized Zoning Regulations. Here's How. April 18, 2019. <https://rewirenewsgroup.com/2019/04/18/abortion-rights-foes-have-weaponized-zoning-regulations-heres-how/> Accessed Feb. 3, 2023.
- Washington House Bill 1851, "Preserving a Pregnant Individual's Ability to Access Abortion Care," 2022. <https://app.leg.wa.gov/billsummary?BillNumber=1851&Year=2021&Initiative=false>. (Accessed February 12, 2023).
- Whole Woman's Health v. Jackson*, 142 U.S. 522 (2021).
- Wingo, Erin, Ingraham, Natalie, Roberts, Sarah C.M., 2018, Reproductive Health Care Priorities and Barriers to Effective Care for LGBTQ People Assigned Female at Birth: A Qualitative Study, *Women's Health Issues*, Jul-Aug, 28(4), 350-357.
- Zablocki v. Redhail*, 434 U.S. 374 (1978).

---

〒112-8610 東京都文京区大塚 2-1-1  
お茶の水女子大学 ジェンダー研究所

Institute for Gender Studies, Ochanomizu University  
2-1-1 Otsuka, Bunkyo-ku, Tokyo 112-8610 Japan

TEL: 03-5978-5846 FAX: 03-5978-5845  
igsoffice@cc.ocha.ac.jp  
<http://www2.igs.ocha.ac.jp>

